

## 国立公園の公園計画等の見直し要領

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知  
制定 令和4年4月1日 環自国発第2204016号

国立公園の公園区域及び公園計画（以下「公園計画等」という。）の見直しは以下によることとする。なお、本要領において「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号自然環境局長通知）の別紙1「国立公園の公園計画作成要領」及び別紙2「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」は、それぞれ「計画要領」及び「指定書等要領」というものとする。

### 1 公園計画等の見直しの目的

国立公園（以下「公園」という。）をとりまく自然的・社会的条件の変化に公園計画を対応させるため公園計画等について所要の改訂を行うことを目的とする。

### 2 公園計画等の見直しの作業区分

#### （1）再検討

再検討とは、昭和48年11月以前に指定された公園について、当該公園指定後の自然的・社会的条件の変化に対応して、当初の公園計画等の全般的な見直し作業をいう。なお、当該公園が性格の異なる複数の地域からなる場合は地域ごとに変更することができるものとする。

その際、特別保護地区及び地種区分が未定の特別地域についてはこれを決定するとともに、利用施設計画についてもその設定を促進するものとする。

#### （2）点検

点検とは、再検討が終了した公園又は昭和48年11月以降に指定された公園について、公園又は地域単位で、おおむね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業をいう。なお、公園計画等の変更の必要性も含めて現行公園計画等を見直した結果、公園計画等の変更までに及ばなかった場合においても、点検が終了したものとみなすものとする。

#### （3）一部変更

一部変更とは、上記以外の公園計画等の変更であって、次の事情により公園計画等の一部について見直しを実施する必要性が生じた場合において行う、所要部分のみの公園計画等の変更をいう。

ア 火山活動、土砂崩壊その他災害若しくは突発的事情が発生し、又はそのおそれがある等により、公園の適正な保護及び利用の安全確保等の観点から、早急に公園計画等を変更する必要性が生じた場合

イ 環境省が自然公園の保護又は適正な利用の観点から、政策的に規制、施設の直轄整備、利用拠点の整備改善又は自然体験活動の促進を早急に進めるために公園計画等を変更する必要性が生じた場合

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興計画やその他の地域振

興計画が策定又は変更され、自然的、社会的実情に照らして当該公園の保護又は適正な利用に資すると認められる場合

エ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項に基づく公園計画の変更の提案を踏まえ、早急に公園計画等を変更する必要性が生じた場合

### 3 公園計画等の見直しの基本的な方針

#### （ 1 ） 公園区域

公園区域については次の場合に変更を検討する。ただし、地域の開発を目的とする公園区域の削除は原則として行わないものとする。

ア 公園区域線の明確化を図るために必要な場合

イ これまで公園区域の拡張について検討中の場合又は学術調査報告等により新たに公園区域への編入が必要と判断された場合

ウ 公園区域の境界に接して既に市街化が著しく進行する等、自然公園の区域として存続させる意義が薄れ、公園区域の削除が適当と判断された場合。

この場合、現行公園区域に隣接し比較的良好な自然環境が残されている地域があれば区域に包含するなど、努めて当該公園全体の質的な維持向上を図るものとする。

#### （ 2 ） 基本方針

ア 公園の風致景観及び自然環境の変化並びに公園利用状況等の変化及び今後の予測等を踏まえ、公園のビジョン、管理運営方針、特別地域等の指定方針又は施設の整備方針等について必要に応じた見直しを行うものとする。

イ 自然体験活動の実施状況や自然環境、社会情勢等の変化を踏まえ、質の高い自然体験活動の促進に関する基本方針の見直しを検討するものとする。

#### （ 3 ） 規制計画

ア 最近の社会的条件等の変化も踏まえ、学術調査報告等の資料に基づいて、区域内の各部分について風景の質の再評価を行い、計画要領第 4 ・ ・ 1 ・ （ 1 ） 及び（ 2 ）に掲げる自然風景の質に応じた規制計画となるよう見直すものとする。

イ 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）第 11 条第 37 項の規定に基づきにより、環境大臣が規則第 11 条第 1 項から第 36 項に規定する基準に係る特例を定めている場合には、その特例の内容により、現行の地種区分を維持するか、地種区分の変更を行うか、又は特別地域の区域から削除するかを検討する。

ウ 管理の適正化を図るため、各地区ごとの保護対象とこれについての保護管理の方針を明らかにするよう努めるものとする。

エ 優れた自然の風景地における利用の多様化及び増大に対処し、適正な公園利用の確保と一帯の自然景観の保全を図るため、地域の実情に応じた利用規制の方策についても幅広く検討することとし、必要に応じて利用調整地区の指定を検討するものとする。

オ 地種区分線ごとにその境界線の明確化を図る。

#### (4) 事業計画

##### ア 施設計画

- (ア) 自然環境の保全を図りつつ自然景観の質に対応した適正な公園利用の場を確保し、良質かつ持続可能な利用を促進する観点から、社会情勢の変化を踏まえ、公園利用の実態、風致景観への影響等を勘案し、施設計画を見直すものとする。その際、事業執行状況を踏まえ、既存施設計画に基づく事業実施の必要性、可能性も含めて検討するものとする。
- (イ) 損なわれた自然環境の再生を始め、必要な保護施設計画について、積極的に取り込むよう検討するものとする。
- (ウ) 既存の利用施設計画も含め、利用者層や自然条件等を踏まえた整備の方針を明らかにするよう努めるものとする。また、利用拠点の整備改善の実施状況や自然環境、利用状況等の変化を踏まえ、集団施設地区等の整備方針の見直しを検討するものとする。
- (エ) 他省庁の所管する事業で、公園施設に馴染むものについては、原則として施設計画施設として位置付けるものとし、関係省庁との調整を図るものとする。
- (オ) 計画に当たっては、自然再生施設、博物展示施設、マイカー規制用駐車場等であって、自然公園内の損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減し良好な自然環境を創出するためと認められ、又は計画施設の利用者の大部分が公園利用者であると認められ、その機能を発揮させる上で、公園の区域外に整備することが必要不可欠な場合を除き、公園区域内に計画するものとする。
- (カ) 長距離自然歩道については既設の歩道を含めて自然歩道線として整理統合し、一本化する。

##### イ 生態系維持回復計画

- (ア) 生態系維持回復計画に基づき、生態系維持回復事業計画を策定して同事業を実施し、モニタリングを行った結果、生態系維持回復計画の位置又は実施方針を変更する必要があると判断される場合には、生態系維持回復計画を見直すこととする。

##### ウ 自然体験活動計画

- (ア) 自然体験活動の実施状況や自然環境、社会情勢等の変化や、認定自然体験活動促進計画による自然体験活動促進事業の実施状況等を踏まえ、変更する必要があると判断される場合には、自然体験活動計画を見直すこととする。

#### 4 公園計画等の見直し実務

##### (1) 公園計画等の見直し作業の開始時期

###### ア 再検討

再検討が終了していない公園については、早急にこれを実施するものとする。

###### イ 点検

再検討又は点検の終了した年度（官報告示日の属する年度）の翌年度から起算

して3年度目を超える国立公園を管轄する各地方環境事務所、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所並びに四国事務所（以下「事務所」という。）に対して、自然環境局国立公園課（以下「国立公園課」という。）から点検作業を開始するよう通知を行う。当該点検において検討すべき事項もあわせて通知するものとする。通知を受けた事務所は、情報収集、整理を行う等、点検作業を開始し、調査等の状況に応じて点検作業の開始を国立公園課に申し出るものとする。なお、地域の自然的、社会的条件の変化が著しい場合、地域からの要望がある場合等必要があれば、点検に着手することは妨げない。

#### ウ 一部変更

上記2・(3)・アからエまでに掲げる状況が生じた場合、速やかに作業の開始を国立公園課に申し出るものとする。

### (2) 作業主体

ア 検討作業の取りまとめは、国立公園課において行うが、資料の収集、解析、素案作成等の各段階ごとに事務所が担当国立公園管理事務所（国立公園管理官事務所、自然保護官事務所、広島事務所及び福岡事務所を含む。）と連携し、関係都道府県等と緊密な連絡の下にその協力を得て作業を進めるものとする。

イ この作業に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県及び市町村とも事前に十分連絡調整を図ることとする。特に特別地域の地種区分等保護規制計画を検討するに当たっては、必要に応じて地元関係者に説明を行うなど納得協力を得るものとする。

### (3) 作業順序

作業の順序は別紙1のとおりとする。

なお、作業の実施に当たっては、以下の点に留意されたい。

#### ア 基本方針及び作業スケジュール（案）について

事務所は、公園計画等の見直しを行う対象、見直しの考え方等を明らかにした点検等の基本方針及び作業スケジュール（案）を作成し、国立公園課に提出するとともに、その指示に従うこととする。その際、公園計画等の変更に係る試案を添付することが望ましい。

#### イ 意見聴取について

事務所は、関係都道府県及び市町村等に対し、当該作業の趣旨及び検討範囲について説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、点検等の基本方針及び作業スケジュールに従い、当該スケジュールにおいて指定した期間において意見の聴取等を行うこと。意見聴取後は、速やかに国立公園課に報告することとする。なお、意見聴取は、必要に応じて国の関係地方行政機関や、説明会の開催等を通じて地域住民に対しても行うことができる。

この段階で向こう5年間を見通した上で、公園計画等に変更すべき箇所がないと判断された場合には、関係都道府県及び市町村（国の関係地方行政機関に対して意見聴取を行った場合には同機関も含む。）に意見照会を行い、その回答を国立公園課に報告をした上で、国立公園課からの点検等の終了の通知をもって点検作業を終了することとする。

#### ウ 素案について

事務所は、基本方針及び作業スケジュールに対する関係都道府県及び市町村の意見を聴取した後、素案の案について国立公園課と調整の上、素案を作成し、関係都道府県及び市町村へは意見照会を行い、国の関係地方行政機関とは調整を図ることとする。

また、この際、土地利用基本計画の変更に係る都道府県の関係部局との調整を開始することとする。

#### エ 事務所案について

事務所は、素案に対する関係都道府県及び市町村の同意の意思が確認されるとともに、国の関係地方行政機関との調整の結果、口頭了解が得られ次第、素案の案からの変更事項について国立公園課と調整の上、事務所案を作成し、国立公園課宛てに公文にて提出することとする。

#### オ パブリックコメントについて

環境省原案に対するパブリックコメントの募集及び意見の取りまとめは国立公園課において行うものとする。この間に事務所は、国の関係地方行政機関及び関係都道府県に対する協議及び公文照会（以下「協議等」という。）の準備を進め、パブリックコメント終了後は、速やかに意見を集約・反映し、協議等を実施することとする。

この際、事務所は協議等に対する国の関係地方行政機関及び関係都道府県からの回答文書については、速やかにその写しを国立公園課に提出することとする。

#### カ 事前協議

国立公園課は、国の関係地方行政機関に対する協議等の終了後、国の関係行政機関に対し事前協議を行う。

#### キ 正式協議

国立公園課は、国の関係行政機関との事前協議終了後、国の関係行政機関及び関係都道府県知事に対し、法第 67 条第 1 項に基づく環境大臣協議及び法に基づく、都道府県知事への意見照会を行う。

#### ク 中央環境審議会への諮問

国立公園課は、キの正式協議終了後、中央環境審議会への諮問を行う。

#### ケ 官報告示

国立公園課は、中央環境審議会からの答申後、2ヶ月以内を目安に官報告示を行う。告示後、関係事務所及び都道府県等へ告示内容について通知する。

#### コ 必要な図書等

作業途上における各段階の案については、指定書等要領の様式 1、様式 2 及び様式 3 のうち、必要なものを作成し、添付すること。公園計画等の見直しに当たっては、GIS データを作成することが望ましい。GIS データを作成した場合は、国立公園課に提出することとする。

#### サ その他

ア～キの協議又は報告については原則として電子情報処理組織を使用する方法をもって行うものとする（協議の相手方との調整により書面を求められた場合

にはこの限りでない。)

## 5 関係行政機関との調整について

- (1) 公園計画等の見直しに当たっては、区域変更図、保護規制計画変更図、施設計画変更図等の図面によりあらかじめ関係市町村及び都道府県庁内の次に掲げる関係部局と十分調整を図るものとする。
  - ア 林務（民有林に係る場合）
  - イ 農務（農地に係る場合）
  - ウ 水産（陸水域、海域、漁港に係る場合）
  - エ 土木（道路、河川、海岸、港湾、都市計画に係る場合）
  - オ 土地対策（区域の指定、変更、解除に係る場合）
- (2) 関係省庁と協議を必要とする場合については、別紙2のとおり実施することとなるので、事前に関係行政機関と十分調整を図るものとする。

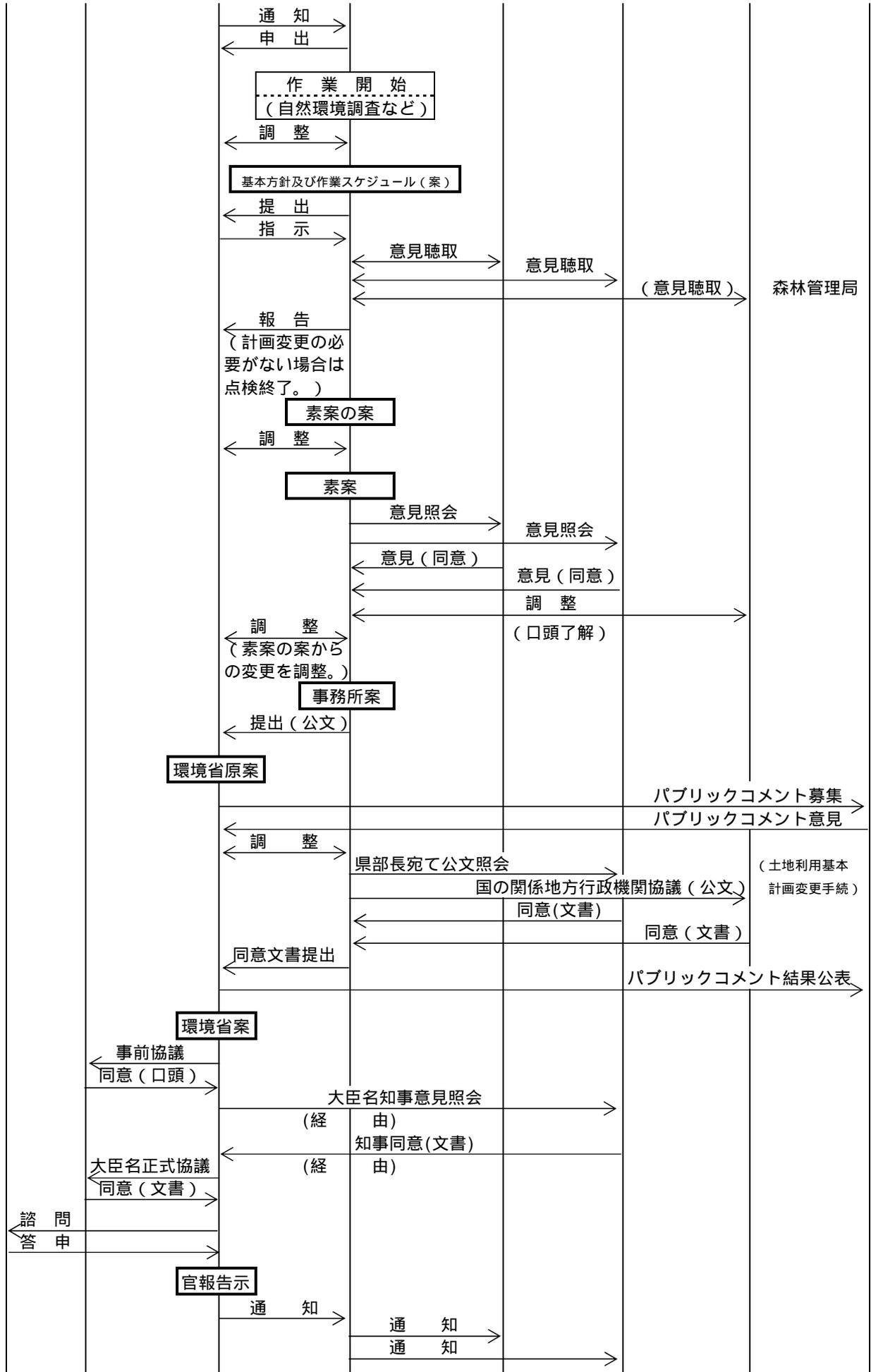
## 6 公園計画の変更の提案について

- (1) 法第8条の2第1項に基づく協議会による公園計画の変更の提案は、事務所に受け付ける。提案に当たっては、以下の書類の提出を求めるものとする。
  - ア 提案書（協議会を組織した市町村又は都道府県、協議会の名称、協議会の構成員の氏名又は名称、提案の理由を記載する）
  - イ 提案に係る公園計画の素案（公園計画書及び公園計画図に準じて作成する）
- (2) 事務所は、提案の内容を踏まえて必要があると認めるときは、以下の書類の追加提出を求めるものとする。
  - ア 当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況又は特質
  - イ 当該提案に係る公園の利用の状況
- (3) 事務所は、提案の内容を国立公園課に報告し、国立公園課との調整を踏まえて公園計画の変更の必要性を検討し、変更する必要があると判断したときは、再検討又は点検にあわせて、又は一部変更として、公園計画等の見直し作業を行うものとする。
- (4) 事務所は、提案の内容を踏まえて公園計画を変更する必要があると判断したときは、その旨の意見を付して、速やかに国立公園課に報告するものとする。国立公園課は、提案の内容を踏まえて公園計画を変更する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に事務所を経由して通知するものとする。
- (5) 協議会は、各々の協議会が利用拠点整備改善計画又は自然体験活動促進計画を作成する上で必要な事項について提案ができる。提案内容としては、利用拠点整備改善計画作成のための提案として、利用施設計画の追加、集団施設地区又は単独施設の整備方針等の変更が想定され、自然体験活動促進計画のための提案として、基本方針及び自然体験活動計画への質の高い自然体験活動の促進に関する記載の追加又は変更、利用調整地区等の新規指定又は変更等が想定される。利用拠点整備改善計画及び自然体験活動促進計画の趣旨を踏まえると、原則として、地

域の開発を目的とする公園区域の削除や保護規制計画の変更に係る提案は想定していない。

国立公園の公園区域及び公園計画の点検に関する作業手順

審議会 関係省庁 環境省 地方環境事務所 関係市町村 都道府県 国の関係行政機関 国民





関係省庁 地方	要協議案件	公園区域、公園計画及び公園計画に基づく事項							公園計画関連事項											備考		
		の公園 拡張 指定 又は 区域	除は公 園の変 更計 画の 決定 又は 削	は特 別区 域の 指定 又は 区域	定特 別又 は保 護地 域の 区 画の 指 定	定海 又は 公園 区域 の区 画の 指 定	定利 又は は調 整地 域の 区 画の 指 定	定集 又は は施 設地 域の 区 画の 指 定	の木 竹損 傷規 制区 域	出汚 水又 は廃 水の 排	指採 取等 規制 植物 の	び植 栽等 の規 制植 物及	指捕 獲等 規制 動物 の	区放 出規 制動 物及 び	指立 入り 規制 区域 の	指乗 入れ 規制 区域 の	の車 馬使 用規 制道 路	の捕 獲等 規制 動植 物	域動 力船 使用 規制 区			
経済産業省																						
経済産業局																						
国土交通省																						「集団施設地区の指定又は区域の拡張」については都市計画区域に係る場合に限る。
地方整備局																						北海道の場合を除く。
北海道開発局																						北海道の場合に限る。
地方運輸局																						
管区海上保安本部																						海面に接する公園の場合に限る。
防衛省																						
防衛局																						

備考

- (1) この表において、要協議案件の欄ごとに 印が付されている関係行政機関の長と協議を行うこととする。
  - (2) 公園区域の削除については、協議を要することとしないが、公園区域の拡張の際に協議対象となっている関係行政機関に対し、必要に応じて情報提供を行うこと。
  - (3) 公園計画のうち、保護又は利用のための施設計画の決定又は変更については、関係省庁が当該施設を所管・監督する場合（例えば道路法に基づく道路 国土交通省（地方整備局）、道路運送法に基づく一般自動車道 国土交通省（地方運輸局）、又は当該施設を設けようとする土地を所有する場合）に限って協議するものとする。  
ただし、これ以外の場合であっても、当該施設が文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に係る場合にあつては文化庁（都道府県教育委員会）に対して、当該施設が動物繁殖施設である場合にあつては農林水産省（地方農政局、森林管理局）に対して協議するものとする。
  - (4) 公園計画のうち生態系維持回復計画の決定又は変更については、生態系維持回復事業の区域に、河川法第6条第1項に規定する「河川区域」、同条第2項に規定する「高規格堤防特別区域」、同条第3項に規定する「樹林帯区域」及び同法第54条に規定する「河川保全区域」、海岸法第2条第2項に定義する「一般公共海岸区域」及び同法第3条に規定する「海岸保全区域」、砂防法第2条で指定する土地、地すべり等防止法第3条に規定する「地すべり防止区域」及び同法第4条に規定する「ばた山崩壊防止区域」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」、並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」又は同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」が含まれる場合に限って、国土交通省（地方整備局又は北海道開発局）に協議するものとする。
- \* 1 北海道にあつては、土地利用基本計画の変更を伴う場合は、地方農政局を農林水産省農村振興局（農村政策課）と読み替える。
  - \* 2 離島振興対策実施地域、奄美群島及び小笠原諸島において指定するもの。
  - \* 3 河川区域又は海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域と重複又は隣接する場合は、河川管理者又は海岸管理者と協議するものとする。